

# 教皇グレゴリウス一〇世期 (一二七一一—一二七六年)における 教皇と枢機卿の関係

大塚 将太郎

本修士論文は、中世盛期の教皇庁における枢機卿の政治的な重要性に着目し、教皇グレゴリウス一〇世の治世期(一二七一一—一二七六年)をケーススタディとして取り上げ、枢機卿の活動と彼らの教皇との関係を実証的に論じたものである。具体的には、一二七三年にドイツの諸侯によりドイツ王に選出されたルドルフ・フォン・ハプスブルクに対する教皇庁の政策の中で、彼らがどのような役割を果たしていたのかを、何人かの枢機卿とルドルフとの間で交わされた書簡を用いて分析したものである。

第一章では、先行研究を概観した後、研究上の問題点を指摘して問題の所在を明らかにした。その中で、以下の二つを問題点として挙げた。一つ目は、一二七〇・一二八〇年代の枢機卿の姿が研究上ほとんど明らかになっていないことである。このことは、より広い文脈の教皇庁研究でも、この二〇年間に關してほとんど研究が進んでいないことと関係している。二つ目は、従来の研究においては、教皇が自身の政策を遂行するためにどのように枢機卿を用いたか、枢機卿がどのようにそれに貢献したか、という分析の視角が支配的だったことである。このような問題点から、本論文ではグレゴリウス一〇世の治世期を例として取り上げ、枢機卿の主體的な政治的活動を分析しようと試みた。

第二章では、なぜ二つの研究上の問題点が解決されるに値するかを明確

にするために、一三世紀後半に至るまで枢機卿がどのような変化を遂げてきたのかを論じた。本章は三つの節に分かれており、第一節は一一世紀後半から一二世紀前半にかけて、第二節は一二世紀後半について、第三節は一三世紀についてをそれぞれ扱っている。一一世紀半ばから始まったグレゴリウス改革以降、西欧キリスト教世界はローマ教皇を中心に集権化し、教皇は絶大な権限を獲得した。その中で、教皇は特に有能な人物を枢機卿として登用し、自身の政策に關する助言を求めたり、教皇特使として大きな権限を与えて西欧各地へと派遣した。実際、一一世紀後半から一二世紀にかけては、枢機卿は教皇の政策を支えるスタッフという側面が強かったのである。しかし、そうした両者の密接な関係から、一一七九年の第三ラテラノ公会議の教令によつて枢機卿は教皇の選出権を独占することになり、枢機卿の政治的影響力は大きく伸長する。新教皇は枢機卿の中から選ばれるようになっていき、次第に教皇は枢機卿の意向を強く受ける中で政治を行うようになっていった。その結果、一三世紀後半になると、彼らは自身の利益を得るために積極的に活動する、政治家としての姿を見せはじめたのである。

第三章からは、グレゴリウス一〇世の治世期の分析に入っていく。第一節では彼が教皇に選出された経緯を確認することで、枢機卿らによる彼の選出の背景を探ることにした。前任の教皇クレメンス四世が一二六八年に死去した後、枢機卿は教皇の選出へと動いたが、枢機卿内部での党派対立があったため、選出に必要な三分の二以上の同意を得られる人物が現れず、長期にわたる教皇座の空位が生じた。最終的に、彼らは当時リエージュ教会の大助祭であったテアルドゥス・ヴィスコンティを教皇に選出することになる。彼は国際経験が豊富で教皇庁でも名が知られた人物であった。このような人物を教皇として選出することは、一見すると教皇庁にとつて好ましいことであると思われるが、ここでは以下の二つの点を挙げ、彼の教

皇庁内における立場がさほど大きくならなかったことを明らかにした。一つは、彼は教皇庁内部の政治に一度も携わった経験がないということである。そのため、教皇として政治を下すには、周りの枢機卿の助けを借りざるをえなかったと思われる。二つ目は、彼の選出が結局のところは枢機卿の妥協の産物であったということである。彼らは教皇座の空位を差し当たり解消するため、彼らが形成する派閥争いとは無関係である教皇庁の外部の人間を選出したのであった。以上の点を踏まえ、グレゴリウス一〇世は枢機卿の傀儡に近い存在であり、彼の治世は枢機卿を中心に政治が行われたのではないかと述べている。

続いて第二節では、教皇庁によるルドルフ・フォン・ハプスブルクのドイツ王承認と皇帝戴冠に関する政治決定において、枢機卿の助言というものが果たした役割について論じた。当時、ドイツ諸侯にドイツ王として選出された人物は、教皇によってその選出の承認を受けてから皇帝戴冠をされることになっていたのである。本節では、まず大空位時代からルドルフの選出、彼の教皇庁との交渉の過程を整理した。一二七四年九月二六日の教皇文書において、グレゴリウス一〇世は「兄弟ら（＝枢機卿）の助言に従って」ルドルフをドイツ王として承認し、一二七五年二月一五日の文書において、同じく教皇は「兄弟らの助言に従って」同年一月一日をローマでの皇帝戴冠の日として定めた。本節の議論の中心は、この「兄弟らの助言に従って」という文言の内実についてである。従来の研究では、上述の教皇文書をそのまま解釈することによって、教皇がどのような意図でルドルフを皇帝にしようとしたのか、ということが議論の中心であった。しかし、前節で確認したことを踏まえれば、枢機卿の活動にも注目されるべきである。そこで本節では、枢機卿がルドルフと直接やり取りした書簡を分析し、枢機卿の活動を明らかにした。書簡のやり取りをした枢機卿は何人かいるが、特に枢機卿オットブオーノ・フィエスキとルドルフとの間で交わさ

れた書簡から明らかになったことは、オットブオーノが実は皇帝戴冠の日時を定めた張本人であり、彼を中心とした枢機卿こそ教皇庁内でルドルフの皇帝問題に関して中心的な存在であった、ということである。従って、彼らは助言をしたというよりは実質的な決定をしたということが明らかになった。さらに、このことから教皇文書が持つ性格も明らかにすることができた。すなわち、教皇文書は必ずしも政策決定のプロセスを表には出さず、全て教皇が政策を決定したという形を取ることである。

第三節では、枢機卿オットブオーノ・フィエスキとウベルト・コッコナートの二人を取り上げ、彼らがルドルフの皇帝戴冠問題に関して積極的に関与した理由を明らかにし、当時の枢機卿が持つ行動原理の一つについて指摘した。前者に関して言えば、一二七〇年に自身の出身地であるジェノヴァで政変が生じ、自身の貴族家門であるフィエスキ家は都市における影響力を失ったことが重要である。オットブオーノはシャルル・ダンジュールと同盟を結び、シャルルはジェノヴァの都市当局と戦争状態に入っていた。しかしながら、シャルルの戦力は十分ではなく戦況が硬直していた。そこでルドルフを皇帝にすれば、帝国に属する北イタリアに彼が軍隊を派遣することは正当化される。オットブオーノはフィエスキ家のためにルドルフの軍隊を必要とし、そのために彼を皇帝に据えようとしたのである。後者に関しても、彼が北イタリアの都市アステイの貴族家門出身であったことが関係している。当時、アステイはジェノヴァと同盟を結んでいた。教皇庁内で力を持っていたオットブオーノが対ジェノヴァ政策を進めていた。そこでウベルトは、自身の家門の人間が不利益を被らないように、ルドルフを支持する代わりに彼らの保護を求めたということが明らかになった。以上のことから、枢機卿の行動原理の一つには自身の家門の安泰というものがあつたということを示すことができた。

第四章では、教皇庁での司教の選出における枢機卿の関わりを分析し、

そこから見られる教皇と枢機卿の関係について論じた。第一節では、パーゼル司教の問題を扱った。ルドルフが皇帝問題について教皇庁と交渉する間、彼はパーゼル司教の選出を教皇庁に請願していた。ハプスブルク家と前パーゼル司教は領土問題で対立していたため、ルドルフにとって次の司教の選出は非常に大切な問題であった。実際にこの問題を担当したのがウベルト・コッコナートであった。彼はルドルフの歓心を買うために、その問題を担当する権利を教皇から得た。司教選出も枢機卿の政治活動にとって重要であったのである。

第二節では、教皇文書に現れる文言について仮説を提唱した。具体的には、教皇庁で行われた三つの司教選出（ケルン、ヴェルダン、ヴェルツブルク）に注目し、教皇と枢機卿のどちらがそれを担当したかを明らかにした後で、教皇文書に出てくる文言の違いを検討した。前者二つの場合は教皇が選出を行ったものであるが、それらに関する教皇文書では、教皇は「兄弟らの助言に従って」「使徒の充溢なる権限をもって」それぞれ司教選出を行ったと書かれている。最後の一つは、枢機卿によって選出がなされたが、それに関する文書では、「使徒の充溢なる権限をもって」という文言が書かれていなかった。そこで、本節では、枢機卿が選出を行った場合には、教皇の権限を示すその文言が書かれないのではないかと推定した。しかしながら、これに関しては事例を増やして今後も検討する必要があるだろう。

以上のことを踏まえて、終章では以下のような結論を提示した。一二六八年から一二七一年にわたる長期の教皇座空位の間、枢機卿は教皇庁政治を動かすことで為政者としての自覚を持つことになった。彼らの妥協の産物として選出されたグレゴリウス一〇世は、教皇庁内で相対的に地位が低く、当時の教皇庁にとって最も重要である対ルドルフ政策は枢機卿の主導で行われることになったのである。